

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会 式典基本方針(案)

第 83 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第 28 回全国障害者スポーツ大会（以下「全スポ」という。）の式典は、国民スポーツ大会開催基準要項（以下「基準要項」という。）、基準要項細則及び全国障害者スポーツ大会開催基準要綱並びに第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会開催基本構想を踏まえ、「湯けむり国スポ・全スポぐんま」にふさわしい式典とする。

1 基本理念

- (1) 「湯けむり」のように湧き上がる創造力とエネルギーで、式典に関わるすべての人たちが一体となり、『群馬らしさ』を感じられる式典とする。
- (2) アスリートファーストの視点に立ち、簡素効率化を図りながらも、創意工夫を凝らした新しいスタンダードを示す式典とする。
- (3) 群馬の魅力を全国に発信し、来県者をおもてなしの心で温かく迎えるとともに、参加者の記憶に残る式典とする。

2 式典の構成

式典は、国スポ・全スポ（以下「両大会」という。）の開・閉会式、両大会の各競技会表彰式で構成する。

(1) 両大会の開・閉会式

国スポの総合開・閉会式は、基準要項第 20 項に規定する式典及び役員・選手団入退場等で構成する。

全スポの開・閉会式は、国スポに準じた構成とする。

(2) 両大会の各競技会表彰式

国スポの各競技会表彰式は、基準要項細則第 9 項に規定する式典で構成する。

全スポの各競技会表彰式は、国スポに準じた構成とする。

3 式典の企画・運営

(1) 両大会の開・閉会式

両大会の開・閉会式は、第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会群馬県準備（実行）委員会（以下「県準備（実行）委員会」という。）が企画し、第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会群馬県実施本部（仮称）が運営に当たる。

(2) 両大会の 各競技会表彰式

国スポの各競技会表彰式は、県準備（実行）委員会が別に定める要項に基づき、会場地市町村準備（実行）委員会が関係競技団体と協議の上、企画・運営に当たる。

全スポの各競技会表彰式は、県準備（実行）委員会が会場地市町村準備（実行）委員会及び競技運営主管団体と協議の上、企画・運営にあたる。

第1回式典専門委員会 その他 競技施設バリアフリー調査の実施

1. 調査の目的

- ・年齢、性別、障害の有無に関わりなく、「湯けむり国スポ・全スポぐんま」に参加するすべての人にとって使いやすい会場づくりを行うため、会場のバリアフリー状況等に関する調査を実施し、施設整備や設営にあたっての資料とする。
- ※全スポは中央競技団体による正規視察が行われないため、準備委員会として調査を実施するもの。

2. 調査対象施設

- ・第28回全国障害者スポーツ大会の競技会場として内定（予定）している既存の競技施設 14施設 **+ 総合開・閉会式会場**

4. 調査員

- ・競技に関する有識者 ・競技運営主管団体
- ・各競技の障がい区分に該当する障がい者の方 ・会場地市町村

5. 主な調査内容

(1) 競技実施の視点

- ・各競技の競技規則に定める競技場の条件等を満たしているか
- ・大会参加者の生命等に危険を及ぼす恐れのある設備の不足（空調等）があるか

(2) 選手・観客等のユニバーサルデザイン（バリアフリー含む）の視点

- ・調査員がそれぞれの視点で、下記項目の「安全性」「快適性」について調査する。
 - * 車いす観覧席や障がい区分に応じた休憩場所の設置状況
 - * 補助犬待機場所の有無
 - * 障がい者対応駐車場の有無、選手乗降予定場所の状況
 - * 多目的トイレ等の設置状況
 - * 案内看板や情報保障機器等の設置状況
 - * 段差の有無やスロープ設置状況 等

3. 調査方法

- ・チェックリストを用いた調査員による各競技会場の現地調査



<イメージ>



第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会 群馬県準備委員会専門委員会規程

（趣旨）

第1条 この規程は、第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会群馬県準備委員会会則第13条第3項の規定に基づき、第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会群馬県準備委員会専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会の種類等）

第2条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第3条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- 2 委員長及び副委員長は、専門委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会は、委員長が必要と認めたときに招集し、委員長が議長となる。

ただし、委員長が災害、疫病その他の事由により委員を招集することが困難であると認めた場合には、書面により委員会の議案を決し、その結果をもって委員会の議決に代えることができる。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 4 書面による議決は、次に掲げる方法により実施する。
 - (1) 委員長は、返信期限を定めて、議案書、書面表決書及びその他資料等を委員に送付する。
 - (2) 委員は、議案について賛否を記載した書面表決書を委員長に提出することによって、議案に関する議決権を行使する。
 - (3) 委員は、議決権を行使するに当たり、議案の内容について質疑等を行うことができる。
 - (4) 委員長は、委員から質疑等があった場合、書面表決書の返信期限の前に、全ての委員に対して質疑等及び回答内容を報告しなければならない。
 - (5) 書面議決による委員会は、期限内に委員の過半数から書面表決書の返信があった場合、有効に成立したものと認める。
 - (6) 書面表決書は、委員の署名又は記名がないものは無効とする。
 - (7) 議案は、書面による表決に参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第5条 委員会は、運営上必要があるときは部会を設けることができる。

2 部会の委員は、委員長が依頼する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(補則)

第6条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附則

この規程は、平成30年3月20日から施行する。

附則

この規程は、令和2年11月4日から施行する。

附則

この規程は、令和4年10月13日から施行する。

附則

この規程は、令和6年1月31日から施行する。

附則

この規程は、令和6年8月30日から施行する。

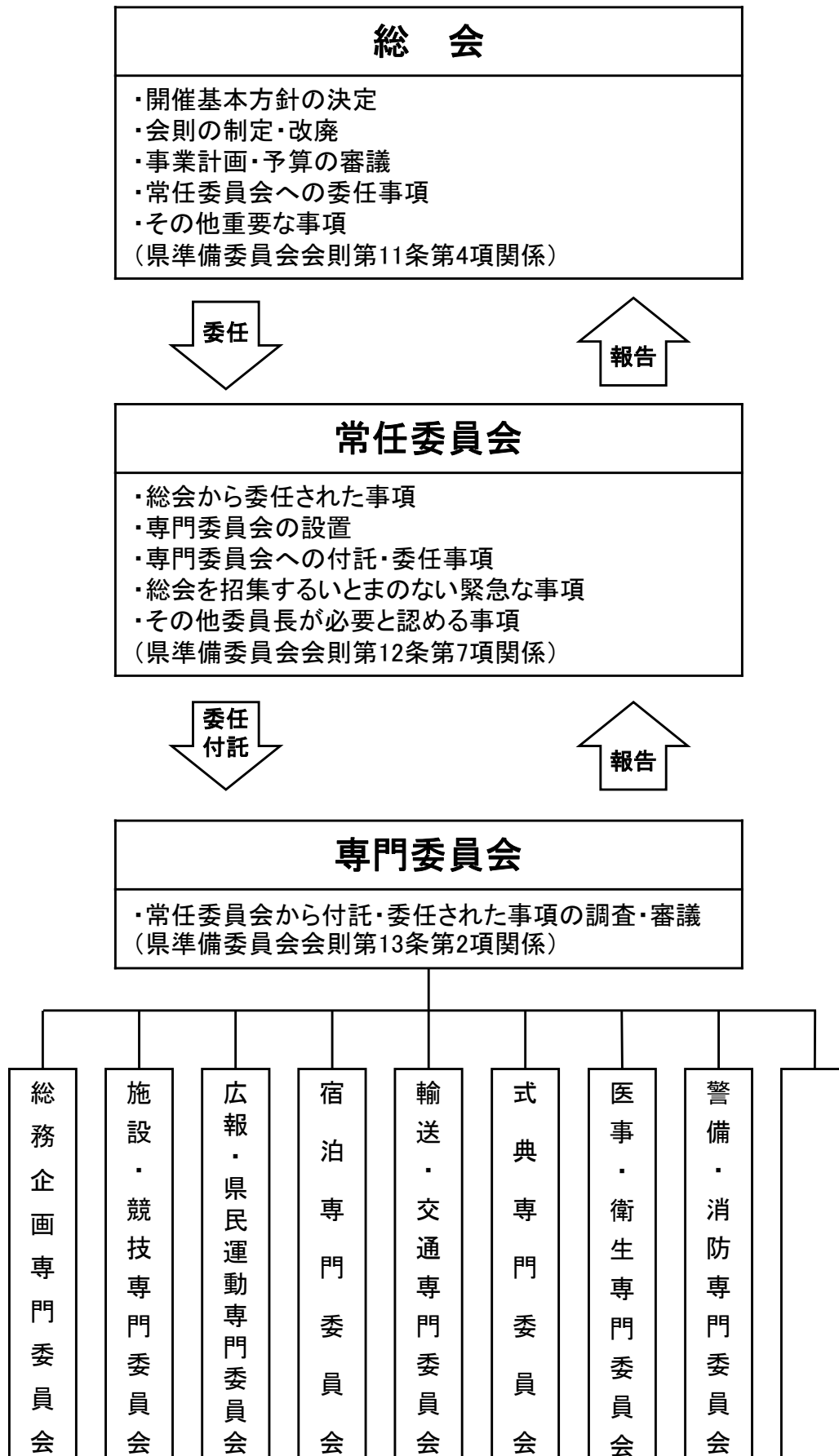
別表（第2条関係）

常任委員会から専門委員会への付託事項及び委任事項

委員会名	付託事項		委任事項
総務企画 専門委員会	1 総合的な計画の立案に関する こと。 2 会場地選定に関する こと。 3 県及び会場地市町村の業務 分担及び経費負担に関する こと。 4 他の専門委員会に属さない 重要な事項に関する こと。		1 総合的な計画の推進に関する こと。 2 他の専門委員会に属さない 事項に関する こと。
施設・競技 専門委員会	施設 関係	1 競技施設及び関連施設の 基本的事項に関する こと。 2 情報通信施設の基本的 事項に関する こと。 3 その他施設に係る重要 事項に関する こと。	1 競技施設及び関連施設の 調査、調整等に関する こと。 2 情報通信施設の調査、調整 等に関する こと。 3 その他施設の調査、調整等 に関する こと。
	競技 関係	1 競技運営等の基本的事項 に関する こと。 2 競技役員等の養成・編 成の基本的事項に関する こと。 3 その他競技運営に係る 重要事項に関する こと。	1 競技運営等の調査、調整等 に関する こと。 2 競技役員等の養成・編成の 推進に関する こと。 3 その他競技運営に関する こと。
広報・県民 運動専門委 員会	1 広報の基本的事項に関する こと。 2 県民運動の基本的事項に 関する こと。 3 その他広報及び県民運動 に係る重要な事項に関する こと。		1 広報の実施に関する こと。 2 県民運動の推進に関する こと。 3 大会愛称・スローガン、マ スコット等に関する こと。 4 その他広報及び県民運動 に係る事項に関する こと。
宿泊専門委 員会	1 宿泊の基本的事項に関する こと。 2 その他宿泊に係る重要な 事項に関する こと。		1 宿泊業務（配宿計画、充足 対策、宿泊料金）に関する こと。 2 その他宿泊に関する こと。

委員会名	付託事項	委任事項
輸送・交通 専門委員会	1 輸送及び交通の基本的事項に関すること。 2 その他輸送・交通に係る重要な事項に関すること。	1 全国輸送に関すること。 2 開・閉会式の輸送に関すること。 3 競技会場地の輸送に関すること。 4 その他輸送及び交通に関すること。
式典専門委員会	1 式典及び開・閉会式等の会場の基本的事項に関すること。 2 その他式典に係る重要な事項に関すること。	1 開・閉会式等の企画及び運営に関すること。 2 開・閉会式会場及び関連施設の管理・調整等に関すること。 3 その他式典に関すること。
医事・衛生 専門委員会	1 医事・衛生の基本的事項に関すること。 2 その他医事・衛生に係る重要な事項に関すること。	1 医療救護及び防疫に関すること。 2 食品衛生及び環境衛生に関すること。 3 その他医事・衛生に関すること。
警備・消防 専門委員会	1 警備、消防及び防災の基本的事項に関すること。 2 その他警備、消防及び防災に係る重要な事項に関すること。	1 警備、消防及び防災に係る計画の推進に関すること。 2 その他警備、消防及び防災に係る事項の推進に関すること。

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会群馬県準備委員会
【事務局：地域創生部スポーツ局湯けむり国スポ・全スポぐんま準備課】



※準備状況に応じて、各専門委員会を適宜設立